

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の改正について（議案第36号）

建築指導課

1 改正の理由

- (1) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行う。
- (2) 用途が工場等である建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を見直す。

2 主な内容

- (1) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける者から徴収する手数料は、次のとおりとする。

非住宅部分の床面積の合計	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	26万5,000円	10万4,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	34万1,000円	13万6,000円

- (2) 用途が工場等である建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける者から徴収する手数料は、次のとおりとする。

非住宅部分の床面積の合計	現 行	改正案	改定幅
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	—	2万6,000円	2万6,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	—	3万5,000円	3万5,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	22万円	8万9,000円	△13万1,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	28万6,000円	13万3,000円	△15万3,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	34万5,000円	16万6,000円	△17万9,000円
2万5,000平方メートル以上	40万3,000円	20万5,000円	△19万8,000円

※ 消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合

3 施行期日

令和3年4月1日